

時評



弁護士
大脇雅子

日夜、ロシアのウクライナ侵攻の戦況がテレビで解説されて、茶の間でゲームのように若い兵士の死亡が数字化され、「命の重さ」が軽く扱われている。心が痛む。一日も早い停戦を、と思う。いつであったか、テレビの画面にキーウ近郊で「OSCE」の文字を付けた車両が黒焦げになって放置されているのを見て、おおきなショックを受けた。

1993年4月28日から5月8日まで、当時社会文化法律センターの理事長であった伊達秋雄弁護士（米国駐留軍を憲法9条違反とした伊達判決の裁判長）の強い勧めがあって、北村哲男弁護士（当時参議院議員）を団長として、弁護士9名で、ウィーン、プラハ、ワルシャワのCSCE（欧州安全保障協力会議）の実態調査に出かけた。調査結果は「CSCE——多国間主義に基づく信頼醸成と軍縮、民主的平和と人権安全保障の進展、そしてアジアにも今」という報告書にまとめた。伊達秋雄弁護士は「わたくしは、30数年前自分の信念に従ひひとつの判決を行って以来、平和や安全保障について常に考えてきたが、

平和的生存権と予防外交

改めて振り返ってみると、日本は二国間同盟である日米安保条約体制に組み込まれ、アジアの隣人たちと本音で平和や安全保障を語り合うことがなかったことを反省しなければならない。」と語り、新しい対話と協調の仕組みであるCSCEをヒントにして、アジアの新しい安全保障を模索するようにと私たちに示唆された。

戦争への道は、例外なく人権の抑圧から始まる。国際的にも地域的にも「人権保障機構」を作り、恒常的な多国間の対話を通じて紛争を予防することは平和の創造の第一歩である。

CSCEは1975年設立され、軍事的側面を超えて、経済から人権に至る包括的な分野を対象として、予防外交（紛争当事者への早期警告、事実調査等）、危機管理、紛争後の再建を行うことを目的とする。東西冷戦後の1995年OSCE（欧州安全保障協力機構）に改組され、現在57か国が参加し、日本は協力のためのパートナーである。活動は、あくまで非武装で紛争地に入り、長期または短期の監視ミッションとして、紛争当事者に対して対話を働きかけ、紛争地の実態報告書を作成する。「紛争防止センター」がその中核的存在である。時計の針を止めて採択されたと言われる「ヘルシンキ宣言」文書等、権力に左右されず、あくまで中立の立場に立って活動する専門家や若者たちのストイックな姿は感動的であった。

OSCEの監視ミッションは紛争当事者の合意を必要とするため、ユーゴ紛争でも、ウクライナ紛争でも、両国の同意が得られず紛争を止めることはできなかったが、ウクライナでは特別監視ミッションが人間への配慮を欠かさない地道な努力を現地で続けている。アジアにおいても、これまでさまざまな試みはあったものの実を結ばず、差し迫るアジア地域の緊張を緩和し、紛争・戦争を未然に止めるために、いまこそ紛争予防のための対話と仕組み作りに知恵を出し合うことが必要である、と思う。「軍拡の罠」に陥らないためにも、平和憲法を持つ日本のイニシアチブにより、ASEANを基軸として、国連と連携して、平和活動のNGOも結集して、非軍事に徹した紛争予防の監視ミッションの枠組みを早急に作る必要があるであろう。そして鎖のように、多国間対話をつなげ、世界の連帯を回復してゆきたい。

私の夢は、いつの日か、次の条文を日本憲法9条の2として加えることである。

「すべて国民は、戦争その他武力紛争の惨禍をはじめとするあらゆる恐怖と欠乏から免れ、平和のうちに生存する権利を有する。この権利は、すべての基本的な人権を保障するための最も根源的な権利であって、国は、これを脅かす事態を予防し・除去し、平和の創出に努めなければならない」

（おおわき まさこ）